令和７年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：香春町

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	81.2　%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.8　%
全職員	81.5　%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	－　%
本庁課長相当職	95.6　%
本庁課長補佐相当職	89.4　%
本庁係長相当職	92.8　%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	－　%
３１～３５年	76.2　%
２６～３０年	90.4　%
２１～２５年	91.6　%
１６～２０年	91.1　%
１１～１５年	86.3　%
６～１０年	89.4　%
１～５年	115.4　%

【説明欄】

全体的に男女の給与に差異出ている要因としては、各職務の級における男女の在職者の割合の差異のほか、給与の一部として支給されている「扶養手当」が世帯主である男性に支給されている場合が多いこと等が考えられる。また、今回 31～35 年の差異が大きい要因は定年延長により 7 割措置となった女性職員は発生したことによるものであり、その他に採用時の前職歴や新卒採用の人数により、1～5 年は 100%を超えていた。非常勤職員については、職種により適応する等級が異なることも要因である。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。